

え

る

の

あ

目次

| | |
|------------------------|-----------------|
| 報告 女性プラザ祭2018講演会……………1 | インフォメーション……………4 |
| 女性プラザ祭2018レポート……………2・3 | |

報告 女性プラザ祭2018講演会

ハラスメントのない社会を目指して



弁護士
須田 布美子さん

セクシャル・ハラスメントとは直訳すると「性的な嫌がらせ」。多いのは、立場の強い人がその立場に乗じて弱い人に対して性的な嫌がらせをする。言葉での嫌がらせのレベルではなく、仕事上の地位を利用した性的関係の強要やレイプが行われることもあります。性犯罪は顕在化されず、みなさんの目にもなかなか留まりませんが件数はとても多い。被害者のうちどれくらいの人が警察に申告すると思いますか？内閣府の調べでは4%、100人のうち96人は泣き寝入りです。申告しても起訴され処罰されるのは1%、さらに報道されるのは本当にほんの一部です。

「セクハラ罪」という名前の罪名はない。ただし、強制性交等罪、強制わいせつ罪、北海道青少年健全育成条例違反など、「セクハラ罪」という特別罪を作らなくても十分処罰できる法律がたくさんあります。セクハラが犯罪に当たらないというわけではないのです。

1989年、国内初のセクハラ民事訴訟「福岡セクハラ事件」。この年「セクシャル・ハラスメント」が新語・流行語大賞の新語部門金賞を受賞。つまり、この年から日本でセクハラという言葉が使われるようになったということです。ここから数えて30年、まだ30年しかたっていない。これだけ普及したのは勇気ある女性が声をあげてくれたことが大きかったと思います。

パワーハラスメント、モラルハラスメント、マタニ

ティハラスメント。それ以外にもたくさんのハラスメントがあります。SOGIハラスメントは昔からありましたが、近年ハラスメントとして認識されました。ぜひ覚えていただきたいことがあります。「アウトティング」＝性的指向や性自認に関するプライベートな情報を本人の承諾なく暴露すること。これは重大かつ甚大な人権侵害です。気をつけていかなければならない問題です。

どうしてセクハラがなくならないのか。性暴力を受けた被害者がどういう行動をとるのか、社会がわかっていない。わかっていないから加害者側に加害の認識がない。会社や捜査機関が信じない、処罰・処分されない。性暴力やセクハラが繰り返され、新たな被害者が生まれる。声を上げるとバッシングに遭うので被害者は声を上げられない。被害者の声が上がらないから社会が理解しない。ずっと悪循環です。

そうした中、ようやく変えようという声が上がります。「#MeToo運動」です。2017年10月に起きた「#MeToo運動」は、2018年1月「#TIMESUP運動」へとつながりました。日本でもセクハラ告発によって加害者が引責辞任するケース、刑事・民事責任を問われるケースが少しずつ増えています。それらを見て少しずつ変わり始める社会の意識。皆さんも一緒に変わってください。

皆さんに知っていただきたいこと。あなたにも加害の可能性が 있습니다。あなたの固定観念で、もしかしたら誰かを傷つけているかもしれないことに気づいてください。被害者がイメージどおりの行動をとるとは限りません。また、加害者側が必ずしも適正な処分を受けるとは限りません。だから、勇気を出して声を上げた人を一緒に応援してください。「#MeToo」から「#WeToo」へ。社会全体の問題として、私たちの問題として、ハラスメントのない社会にみなさんと一緒に変えていきましょう。



イベント紹介

11月2～10日に多彩なイベントを開催しました。期間中の様子をご紹介します。

～オープニングコンサート～



優雅なオーケストラ演奏で開幕♪

～結び屋ゆいく風呂敷講座～



リュックにもなる?!変幻自在な風呂敷の魅力を再発見。

～大人が笑顔になる絵本の世界～



絵本は、大人の心にも優しく寄り添ってくれました♪

～プラザマルシェ～



多彩な道産品の出展に交流も深まり、大盛況!

女も男もワイワイセッション



相談事例から見たハラスメントの実態と課題

女性の活躍支援センター
支援員 名古屋 紋子さん

昨今、テレビや新聞を賑わすことの多いハラスメントという言葉ですが、辞書では、「他者に対する発言・行動等が、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。」とあります。ハラスメントは、「本人の意図には関係なく」というのが大きなポイントになります。本人にその意図がなくても相手が不快に感じたり、尊厳を傷つけられたと感じたらハラスメントに当たるといことです。

実際に寄せられた2つの事例をお話させていただきます。1人目のAさんは、ある企業で事務職として勤務していましたが、同僚の男性社員からのセクハラにより精神的に追い詰められ休職せざるを得ない状況になったので、セクハラを認め謝罪してもらいたいと相談に来られました。もう1人のBさんは、フリーランスで仕事をしていたが、クライアントの社長から受けたセクハラが原因で精神的苦痛を受け、仕事の受注も逃したので謝罪と感謝料を請求したいという相談でした。セクハラについては、男女雇用機会均等法（以下「法」という）第11条に、「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう当該労働者からの相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」と定められています。先の相談事例に照らして考えると、Aさんは企業に雇用される労働者であり職場での出来事なので法の適用を受けませんが、あくまで法は会社に対して措置を講じることを義務付けているだけなので、加害者を直接処罰する規定はありません。Aさんを救済するためには、裁判や労働局への相談、行政指導、紛争解決援助制度といった方法があります。しかし、Aさんの納得できる結果になるかというところ難しいところです。Bさんに至っては、フリーランスで働いているので法で定義している労働者には該当せず、行政による救済の枠組みからも外れてしまいます。

今年の春に「セクハラ罪という罪はない」と発言をした大臣がいましたが、現行ではセクハラを禁止する規定がないので、禁止の対象となる行為の定義もないため、セクハラそのものを違法行為とすることはできません。

しかし、セクハラに限らず、すべてのハラスメントは人権問題だと考えるべきです。日本国憲法第11条に、「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保証する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる。」と規定されています。また、第13条には、「全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定められているのです。人権、民族、年齢などを理由にした差別が人権問題と認知されているのと同様、ハラスメントも相手の人権を無視した不快感を与える行為である人権問題の1つであるということは間違いありません。法整備はもちろん大切ですが、ハラスメントを事前に防ぐには、他人の人権に十分配慮して行動することができる一人ひとりの人権意識が大変重要となります。そして、決して他人事ではなく、みんなが克服しなければならない問題であると思います。

テーマ：「ハラスメントについて考えよう！」



ハラスメントとコミュニケーション

Vomy-C

代表 ササキ ミサトさん

ハラスメントといったらどのようなものを思い浮かべるでしょうか。セクハラ、パワハラ、モラハラ、マタハラはよく聞きますが、その他にも最近では、育児参加をする男性に対してのパタニティハラスメント、医師から突き放されるドクターハラスメント、学校生活で受けるスクールハラスメント、キャンパスハラスメントといった様々なハラスメントがあります。具体的な例を4つほどお話しします。

まずはカラオケハラスメントです。友達とカラオケに行った時、相手が「ほら歌ってよ～」とマイクを差し出してくるのですが、自分は下手だから歌いたくないと思っている事例。2つ目は、「へえ君変な人だねえ～」と言われた時、言われた側は「変な人」という言葉にグサツときて、人格を否定されたと感じてしまうパーソナルハラスメント。3つ目は、血液型で性格を決めつけられるブラッドタイプハラスメント。最後は、「いい歳なんだから早く結婚しないと」という言葉のマリッジハラスメントです。このようなことを言ってしまうかもしれないと思うかもしれませんが、ハラスメントとコミュニケーションの境目には、必ず1つ定義があると思っています。それは、信頼関係です。信頼関係の有無がその言葉を発していいのか踏みとどまるヒントになると思っています。

ハラスメントは、自分はそんなつもりで言ったわけではなくても、相手が嫌だと感じたらハラスメントになります。

そこで、ハラスメントとコミュニケーションの関係性で押さえておきたいポイントが3つあります。1つ目は、世代間のギャップです。昔はこうだったという思い込みで相手は発言するが、受け止める側はそうは思っていないというギャップを理解しているかどうか大切になります。2つ目は、経験値です。自分はこうだったから、あなたも同じようにしなさいというもの。「俺の背中を見て育て」とよく言われていましたが、最近では、学ぶ側が「この人の背中を見て育てよう」というように相手を尊敬できるのかどうかを見られている時代が変わってきています。3つ目は、受取り方の違いです。良かれと思って言ったとしても、受け止める側が嫌だと感じてしまうということです。相手に求めるだけでは何も変わりませんが、自分自身がどれだけ相手と信頼関係を構築したいか、相手との距離間をつめたいかどうかを考えることで、より関係性はプラスに働いていくのではないかと思います。

また、受け止める側も泣き寝入りする必要はないと思っています。#MeToo運動のように、自分の思いや考え方を発信する勇気を持つこと、公的機関や専門家に相談することも大切なことだと思います。

最後に、観阿弥世阿弥の世阿弥の言葉を紹介したいと思います。

「我見（がけん）」「離見（りけん）」「離見の見（りけんのけん）」という言葉です。我見は、自分が今目で見ている視野、見方のこと。離見とは、相手が自分を見る見方のこと。離見の見は、自分と相手を遠くから空を舞う鳥のように見下ろし、俯瞰（ふかん）することを言います。つまり、自分だけの考え方だけではなく、相手がいる、相手と自分がどのように話をしているのかを客観的にみることが、コミュニケーションを上手く使う時に大切な考え方になるのだと思います。

コミュニケーションを面倒くさいと思わないでください。人との関わりは人生を豊かにしてくれます。人との関わりを怖がらず、信頼関係の構築にぜひチャレンジしていただきたいと思っています。

イベント紹介

～つながる・みつかるフェスタ札幌～



主催：North-Woman

～ぱくりっこマルシェ～
胆振東部地震チャリティイベント



主催：相互支援組合みなみな

～女性セミナー～



主催：北海道女性団体連絡協議会

～憲法カフェ3～



主催：北海道ジェンダー研究会

※イベント内容はfacebookで紹介しています。

そちらも是非ご覧ください！

インフォメーション

北海道立市民活動促進センター(8階)

【NPO法人設立基礎講座】のご案内
コミュニティづくりやボランティア活動、NPOなどの市民活動に関心のある方、特定非営利活動法人(NPO法人)の設立を考えている方などを対象に、市民活動の基礎知識、NPO法人の設立に必要な要件や申請手続きなどの基本について学ぶ講座を開催します。

- ◆日時 平成31年2月26日(火)
18:00~21:00
- ◆会場 かでる2・7 1040会議室
- ◆講師 NPO法人旧小熊郵便倶楽部
理事長 東田 秀美 さん
- ◆対象者 市民活動に関心のある方、
NPO法人の設立を考えている方
- ◆定員 30名(先着順)
- ◆参加料 300円(資料代)
- ◆問い合わせ・申込み先
かでる2・7 8階
北海道立市民活動促進センター
TEL:011-261-4440
FAX:011-251-6789
URL: <http://www.do-shiminkatsudo.jp/>
E-mail: center@do-shiminkatsudo.jp

ケアメン講座開催

今や介護者の3人に1人は親や妻の介護を担う男性とされています。超高齢社会はみんなで介護を支えなければならない社会です。この講座は、男性介護についての情報を共有するとともに、実際に介護技術講習も体験する、情報交換とスキルアップの講座です。

- 日時 平成31年3月16日(土)
13:30~16:00
- 会場 かでる2・7 7階710会議室
(札幌市中央区北2条西7丁目)

学ぼう 男性介護の特性と介護保険制度について
講師: さっぽろ社会福祉士事務所
代表 大島 康雄さん
(社会福祉士・精神保健福祉士)

やってみよう 介護技術講習
今回のテーマは「ベッドの移乗」。
介護用ロボットスーツの説明も行います。

話そう 情報交換会
日頃の疑問や悩みをざっくばらんにお話ししましょう。

- 参加料: 無料
- 定員: 25名(パートナーの方も一緒にどうぞ)
- 申込: 女性プラザ受付又は電話でお申し込みください。TEL:011-251-6349
(9:00~17:00 日曜・祝日は除く)

北海道立生涯学習推進センター 情報交流広場「まなびの広場」(9階)

道民の生涯学習を支援するため、団体内・団体間の交流、打合せのためのスペースを開設するとともに、生涯学習に関わる情報提供や「道民力レッジ(※)」に関する相談を受け付けています。
○開館時間 9:00~18:00
○休業日 土・祝日・年末年始
(12月29日~1月3日)
道民活動センタービルの臨時休館日

~新着書籍~

○地図で楽しむすごい北海道
白亜紀後期の地層から発見!むかわ町で見つかった恐竜の全身骨格化石とは。地形で読み解く函館100万ドルの夜景の秘密。今、アツイ北海道を地図で読み解く。
(都道府県研究会 著 洋泉社)

(※)「学びたいという意味」を唯一の入学資格とする生涯学習の学園です。だれでもいつでも入学することができます。自分の興味・関心のある講座を受講し、自分の知識や技術を高めることができます。

お問い合わせ先

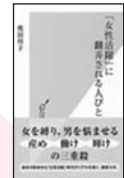
(公財)北海道生涯学習協会 TEL:011-204-5780

情報提供フロアより

ピックアップ書籍 平成30年度新着図書から



誰も教えてくれなかった
子どものいない人生の歩き方
くどうみやこ 著
主婦の友社



「女性活躍」に
翻弄される人びと
奥田祥子 著
光文社



性別に違和感がある
子どもたち
康純 著
合同出版



ママには
なれないパパ
鈴木おさむ 著
マガジンハウス

- 「えるのす」「道立女性プラザ」に対するご意見、ご感想、ご要望などをお寄せください。
- 「えるのす」は女性(Lady)の頭文字と北(North)の造語です。

発行 / 北海道立女性プラザ(指定管理者:公益財団法人北海道女性協会)

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 6階 (011)251-6329・6349

【ホームページアドレス】 <http://www.l-north.jp/>

(休館日:日曜・祝日・年末年始)(開館時間:月~金9:00~21:00,土9:00~17:00)*お問い合わせは9:00~17:00にお願いします。